

魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱の改正について

現在、市立保育所で行っている一時預かり保育事業の実施要綱について、下記のとおり改正を検討しています。施行予定は平成31年4月1日の予定です。

	現行	改正案
保一時預かり時間	午前9時 ～ 午後5時	午前8時30分 ～ 午後4時30分
費一時預かり負担	1日利用 2,000円 半日利用（昼食あり） 2,000円 半日利用（昼食なし） 1,000円	1日利用 2,000円 半日利用 1,000円 昼食代 別途200円

魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱（改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、子育て家庭における育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、魚津市立保育所において一時的に保育を実施（以下「一時預かり保育」という。）し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施施設）

第2条 一時預かり保育事業を実施する施設（以下「実施園」という。）は、魚津市保育所条例（昭和62年魚津市条例第4号）に規定する保育所とする。

（対象児童）

第3条 この事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない原則満6か月以上の就学前の児童であって、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 保護者の勤務形態等により、家庭における保育が継続的に困難となる児童
- （2） 保護者の傷病等により、緊急かつ一時的に保育が必要となる児童
- （3） 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため等の理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童
- （4） 前3号に掲げるもののほか、社会福祉事務所長が特に認める児童

（実施内容）

第4条 実施園における一時預かり保育は、利用児童のみの保育又は入所児童との交流保育を行うものとする。

（保育期間）

第5条 実施園における保育期間は、利用児童1人につき、1か月当たり12日以内とする。

（保育時間）

第6条 実施園における保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までを原則とする。ただし、利用児童の保護者の状況に応じて、実施園の園長（以下「園長」という。）は、別に保育時間を定めることができるものとする。

改正案

第6条 実施園における保育時間は、午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、利用児童の保護者の状況に応じて、実施園の園長（以下「園長」という。）は、別に保育時間を定めることができるものとする。

現行

（休業日）

第7条 一時預かり保育の休業日は、土曜日及び実施園の休園日とする。

（申請）

第8条 一時預かり保育を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、一時預かり保育申請書（兼児童台帳）（様式第1号）を園長に提出しなければならない。

2 緊急性が極めて高い事由等により前項の申請手続きが困難なときは、口頭で申請することができる。この場合においては、事後速やかに前項に規定する申請書を提出しなければならない。

（調査、決定等）

第9条 園長は、前条の申請があったときは、速やかに当該世帯の状況を調査し、一時預かり保育の要否の決定を行うものとする。

2 園長は、前項の調査結果等の記録をするため、一時預かり保育申請書（兼児童台帳）により一時預かり保育台帳を作成するものとする。

（通知）

第10条 園長は、前条第1項の決定を行ったときは、一時預かり保育承認通知書（様式第2号）又は一時預かり保育不承認通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（登録）

第11条 園長は、利用児童のうち第3条第1号の規定に該当するものを登録した名簿を作成するものとする。

（解除）

第12条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かり保育を解除する。

（1） 児童の保護者から保育期間満了前に一時預かり保育辞退届（様式第4号）の提出があったとき。

（2） 第3条に定める一時預かり保育の要件を満たさなくなったとき。

（3） 虚偽の申請その他不正な手続きにより決定を受けたとき。

（4） その他やむを得ない事情により当該児童の保育を継続することが困難なとき。

（費用負担）

第13条 一時預かり保育に係る保育材料費として、1日につき4時間以内の場合は1,000円、4時間を超える場合は2,000円の費用を徴収する。

2 利用児童が、実施園の提供する給食を利用するときは、前項の金額に給食の利用に係る負担金として200円を加算した額を徴収するものとする。

改正案

現行

第13条 一時預かり保育に係る保育材料費として、1日につき4時間以内の場合は1,000円、4時間以上の場合は2,000円の費用を徴収する。ただし、4時間以内の場合において、実施園が提供する給食を利用した場合は2,000円とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、一時預かり保育に関し必要な事項は社会福祉事務所長が別に定める。

附 則 (平成23年3月29日魚津市告示第38号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月21日魚津市告示第78号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

魚津市立 保育園 園長 あて

保護者住所

保護者氏名

印

連絡先電話

申請児童との続柄（ ）

一時預かり保育申請書（兼児童台帳）

一時預かり保育を受けたいので、次のとおり申請します。

利用保育園名	保育園					
申請児童氏名	ふりがな					
					緊急連絡先	自宅電話 (-)
	年 月 日生	男 女	歳	会社・携帯電話 (-)		
希望する期間 及び時間等	年 月 日から 年 月 日まで 月・火・水・木・金 (緊急) 日間 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで					
	氏 名	続柄	性別	年齢	職 業	勤務先及びTEL
家族 の 状 況						
申請理由	1 保護者の就労 3 育児疲労の解消 2 保護者の傷病 4 その他 ()					
特記事項	保険証記号・番号 保険種類					

様式第2号（第10条関係）

様

年 月 日

魚津市立 保育園 園長 ⑩

一時預かり保育承認通知書

申請のありました、一時預かり保育について次のとおり承認します。

児童の氏名及び 生年月日	年 月 日 生
一時預かりを実施 する保育園名	魚津市立 保育園
一時預かり保育 利用料	半日（4時間以内） 1,000円 1日（4時間を超える） 2,000円 <u>※給食を利用した場合 別途200円</u>

備考 一時預かり保育申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

様式第3号（第10条関係）

様

年 月 日

魚津市立 保育園 園長 ⑩

一時預かり保育不承認通知書

申請のありました一時預かり保育については、次の理由により承認できませんので通知します。

児童の氏名及び 生年月日	年 月 日 生
理由	

（不服の申立）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

魚津市立 保育園 園長あて

一時預かり保育辞退届

児 童 名		保護者名	
辞退する保育園	魚津市立 保育園		
一時預かり保育 を辞退する理由			